

小菅ヶ谷北公園特記仕様書

1 概要

所 在 地	栄区小菅ヶ谷四丁目 31 番ほか																
公園の沿革 や特徴、現指 定管理期間 中の改修等 の状況等	<p>小菅ヶ谷北公園は、自然環境が豊かな緑があり、平成 21 年 6 月に「自然観察ゾーン（湿地等）」が公開され、平成 26 年 7 月に「利用拠点ゾーン」及び「散策の森ゾーン（雑木林等）」が公開された風致公園です。自然観察ゾーン等では、ゲンジボタルやカエル、野鳥など、希少な動植物が見られ、散策の森ゾーンは、雑木林を活用した里山の地形と景観を形成しています。</p> <p>また、炊事棟や芝生広場などを備えた利用拠点ゾーン、バーベキュー場も有しております、身近な自然を満喫できる公園でもあります。</p> <p>平成 20~21 年度 自然観察ゾーン整備 平成 22~26 年度 利用拠点ゾーン、散策の森ゾーン整備 令和 3 年度 利用拠点ゾーン 炊事棟再塗装、散策の森ゾーン 舗装補修</p>																
面積	約9.8ha (計画面積 約12.7ha 風致公園)																
有料施設	なし																
附帯設備	管理棟、炊事棟、トイレ、デッキ、案内サイン、バーベキュー場、駐車場等																
電気設備等	<table><tr><td>1 管理棟等</td><td></td></tr><tr><td>(1) 建築面積</td><td>308m²</td></tr><tr><td>(2) 主要施設</td><td>事務室、バーベキュー場受付、更衣室、倉庫、トイレ等</td></tr><tr><td>2 炊事棟</td><td>71.2m²</td></tr><tr><td>3 負荷設備</td><td>分電盤 2 面</td></tr><tr><td>4 園内灯設備</td><td></td></tr><tr><td>(1) HL(200W)</td><td>14基</td></tr><tr><td>(2) LED(55W)</td><td>2 基</td></tr></table>	1 管理棟等		(1) 建築面積	308m ²	(2) 主要施設	事務室、バーベキュー場受付、更衣室、倉庫、トイレ等	2 炊事棟	71.2m ²	3 負荷設備	分電盤 2 面	4 園内灯設備		(1) HL(200W)	14基	(2) LED(55W)	2 基
1 管理棟等																	
(1) 建築面積	308m ²																
(2) 主要施設	事務室、バーベキュー場受付、更衣室、倉庫、トイレ等																
2 炊事棟	71.2m ²																
3 負荷設備	分電盤 2 面																
4 園内灯設備																	
(1) HL(200W)	14基																
(2) LED(55W)	2 基																

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数
点検	照明設備	建物内	巡視点検 1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検 1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	時計設備	公園時計	定期点検 外観点検・動作確認等
修理	照明設備	建物内	ランプ交換 点検時・隨時
	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換 点検時・隨時 水銀灯は同等照度のセラミックメタルハライドランプ 又は LED に交換してください
	修繕	各々設備	部品交換等 隨時

3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所へ管理許可を申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(3) バーベキュー場について

指定管理者となった団体に設置管理許可制度に基づき1年ごとに許可を与え、南部公園緑地事務所が示した許可条件の範囲内で管理運営を実施していただく予定ですが、指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があり、その場合は許可の取り消しや許可の更新をしない場合がありますので、ご了承ください。

また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

(4) 動植物に配慮した維持管理について

公園内に、既存の自然環境を保全し、谷戸の風景を残している自然観察ゾーン及び散策の森ゾーンがあり、湿地、水路、樹林地、草地広場などが配置されています。これらのゾーンは多様な生物の生息地となっており、生態系に配慮した計画的な維持管理を行っていく必要があるため、小菅ヶ谷北公園保全管理計画（以下、「保全管理計画」という。）を策定しています。保全管理計画は維持管理基本水準書に資料として添付します。

この保全管理計画に基づき生物の生息状況を把握するためのモニタリング調査を行い、現況を把握し解析評価しながら多様な生物が生息できるよう環境を管理し、南部公園緑地事務所にモニタリング結果の報告を行い、これをもとに横浜市と振り返りを実施してください。

自然観察ゾーンは市内でも貴重なヘイケボタルの生息地であり、また北側の湿地付近では小規模ながらもゲンジボタルが生息し、カワニナも多く生息しています。このことも考慮に入れ、貴重な植物の保全や多くの種類の野鳥が訪れることが出来る環境を育成してください。

(5) 電気設備の管理について

屋外電気設備（園内灯14灯・蛍光灯2面・分電盤2面・時計1面 等）の巡回点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）については、指定管理者が実施します。

なお、巡回点検の結果については、毎年9月末までに、所定の様式にて、環境創造局公園緑地整備課設備担当に電子データで提出してください。

(6) キャンプ場について

バーベキュー場同様に管理許可が必要です。指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があり、その場合は指定管理区域から除外をする場合がありますので、ご了承ください。

(7) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。

なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署までデータで提出してください。

(8) 拡張エリアについて

本公園には、憩いの庭ゾーン（仮称）をはじめ、今後拡張を予定している複数のエリアがあり、整備時期や拡張範囲の詳細は未定ですが、指定期間中に供用開始する場合は、別途、拡張後の維持管理や指定管理料の変更等について、横浜市と指定管理者が協議します。なお、この指定管理料の変更については今回の提案額に含めないでください。

4 課題等（様式25記載事項）

- (1) 希少な動植物が生息する公園ですが、そのような動植物を保全・活用していくために必要な取組を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。また、それに関連して公園の生態的管理について、応募団体が考える実施計画やその実施によってどのような効果が想定されるかを創意工夫に基づいて提案してください。
- (2) 公園内には里山があり、見晴らしのよい風景も存在します。保全管理計画に基づく里山の循環システムの再生も重要であり、応募団体が考える里山の利活用について、維持管理の観点を含め、応募団体の創意工夫により提案してください。
- (3) 豊かな自然環境を有する公園としてさらなる魅力を伝えるための取組や参加型行事の発信などの取組について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (4) 暑さ対策について
ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。
- (5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

5 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式26記載事項）

※「コロナ禍で、緊急事態宣言期間ではない状態」を想定して記載してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。
※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案 等について記載してください。
- (2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。
 - ・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html
 - ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html